



平成 23 年 9 月 14 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地  
松井証券株式会社  
代表取締役社長 松井 道夫  
(東京証券取引所第一部：8628)

『即時決済信用取引』の口座開設受付開始について  
～『即時決済信用取引』の取扱開始にあわせてキャンペーンを実施～

松井証券は、平成 23 年 9 月 19 日より、『即時決済信用取引』の口座開設の受付を開始いたします。なお、『即時決済信用取引』の取扱開始については、平成 23 年 10 月 11 日を予定しております。

『即時決済信用取引』は、「貸付」と「返済」を「約定」と同時に行うことで、新たな保証金を用意することなく、1日に何度でも日計り取引をすることが可能となる日本初のサービスです。これにより、現行の 4 日目決済ではできなかった同一保証金による日計り取引が可能となるため、個人投資家の資金効率が大幅に向上します。また、『即時決済信用取引』の手数料は無料とし、手数料の代わりに、金利・貸株料を 1 日につき 100 円あたり 2 銭（年利換算 7.3%）を頂戴します。『即時決済現物取引』については、1 日の取引金額が 100 万円以下の場合には無料とします。

また、『即時決済信用取引』の取扱開始にあわせて、『即時決済現物取引』の手数料を取引金額にかかわらず、全額無料とするキャンペーンを実施いたします。この機会に、多くのお客様に『即時決済現物取引』および『即時決済信用取引』をご利用いただきたいと考えております。

【キャンペーンの概要】

|    |  |
|----|--|
| 期間 | 平成 23 年 10 月 11 日～平成 23 年 11 月 11 日（予定）<br>※取扱開始日より約 1 ヶ月間を予定しております。   |
| 対象 | 即時決済現物取引   |
| 内容 | 期間中の対象注文は、即時決済による約定時の手数料が全額無料となります。<br>※執行市場変更条件付き注文の回送により立会市場で約定が成立した場合、本キャンペーンは適用されません（通常どおり、立会市場での取引手数料がかかります）。 |

※即時決済現物取引の通常時の手数料は、1 日の約定代金の合計が 100 万円まで無料、200 万円まで 1,680 円、以降 100 万円毎に 840 円加算されます。

松井証券は、今後も個人投資家の利益に資するサービスの拡充に努めてまいります。

以上

※即時決済信用取引口座の開設申込はネットストック会員画面で受け付けます。松井証券に口座をお持ちのお客様は、ネットストック会員画面内上部【口座管理】－【各種口座開設状況】画面よりお手続きください。

※即時決済信用取引口座の開設には、即時決済現物取引口座と信用取引口座が必要になります。未開設のお客様は、まず即時決済現物取引口座を、次に信用取引口座を開設したうえで、即時決済信用取引口座の開設申込を行ってください。

※以前より即時決済取引口座を開設されている場合には、即時決済現物取引口座の開設申込を行う必要はありません。

大正7年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに



<金融商品取引法に係る表示>

- 株式等の現物取引および信用取引は株価の変動等により損失を生じるおそれがあります。また、信用取引は取引額が差入れる委託保証金の額に比べて大きいため、損失額が差入れた保証金の額を上回ることがあります。
- 即時決済取引に使用できる現金・株式等は取引所立会取引と異なります。制度信用取引、無期限信用取引、即時決済信用取引に係る取引条件、注意事項等は当社WEBサイトでご確認ください。
- 即時決済現物取引の委託手数料は、1日の約定代金合計が100万円まで無料、200万円まで1,680円、以後100万円増える毎に840円加算します（手数料表示は全て税込）。
- 即時決済信用取引の委託手数料は無料です。
- ※ 即時決済現物取引は、取引所立会取引の約定代金と区別して手数料を計算します。なお、執行市場変更条件付注文が取引所立会市場で約定した場合や、即時決済信用取引の建玉を取引所立会市場で決済する場合は、取引所立会取引の委託手数料を適用します。
- 即時決済信用取引は金利（年利7.3%（買い方））、貸株料（年利7.3%（売り方））、名義書換料（上限額10,500円（税込））、権利処理手数料（理論価格×3%）がかかります。
- 品貸料（逆日歩）は、その時々株式調達状況等に基づき決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- 信用取引では差入れた保証金額の約3.2倍の金額の取引が可能であり、取引金額は保証金額を上回ることがあります。
- 委託保証金は売買代金の31%以上、最低30万円が必要です。委託保証金には現金のほか有価証券を代用することができ、掛け目は原則、前営業日終値の80%です。
- 委託保証金率は、制度信用取引、無期限信用取引および即時決済信用取引の建玉を合算して計算します。
- 委託保証金の種類、委託保証金率および代用有価証券の掛目は金融商品取引所等の規制等または当社独自の判断により変更することがあります。
- 即時決済信用取引は、上場廃止、合併、株式併合、株式分割等の事象が発生した場合や、当社の与信管理の都合上、あるいは株式調達が困難となった場合等において、弁済期限が繰上げとなる場合があります。また、当社の保有する資金や株式残高の状態により、新規建注文および即時決済による決済注文（現引・現渡を含む）の受付を停止すること、および受付済の注文を失効させる場合があります。
- 即時決済取引は、一定間隔毎に採用する東京証券取引所立会取引の約定価格をもとに、当社でお客様の注文同士の対当判定処理を行い、対当判定した注文同士を同時に大阪証券取引所J-NET市場に取り次ぐ取引です。
- 東京証券取引所立会取引の約定価格の受信から当社の対当判定およびJ-NET市場での約定成立までには時間差が生じます。また、参加者が当社顧客に限られるほか、対当判定に用いる価格は取引所立会取引の全ての約定価格とは限らず、取引所立会取引と同水準で約定が成立するとは限りません。
- 当社WEBサイトの契約締結前交付書面、取引規程等をご覧いただき、内容を十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任によりお申込みください。
- 口座基本料は個人の場合には原則無料ですが、一定の条件に該当する法人は特別課金(税込年間31,500円)の対象となります。
- ※ 各種書面の郵送交付には年間1,050円の負担が生じます。
- PTSによる現行の即時決済取引サービスの手数料等は当社WEBサイトでご確認ください。
- 松井証券株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号／加入協会名 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会）

【お客様からのお問い合わせ先】

口座開設サポート（平日 08:30～17:00）  
0120-021-906（03-5216-0617）

【報道関係からのお問い合わせ先】

常務取締役 和里田 聡  
03-5216-8650

大正7年創業以来、昔も今も個人のお客様とともに